

### 第3版はしがき

本書は、初版（2010年）および第2版（2015年）と版を重ね、幸いにも、ここに第3版として新たな改訂版を出すことができた。第3版から、執筆者として新たに稲葉一将氏（名古屋大学）および山田健吾氏（広島修道大学）にも加わっていた。初版の出版から10年という時の経過に鑑み、若い世代の執筆者の参加をえたものである。

本書は、初版の「はしがき」で述べた「社会科学の『理論的枠組み』のなかにも入れてみる」という視角は、第3版でも、執筆者全員にとって、行政法現象を分析する際の変わることのない基本的な視角となっている。

また、「変動する現代社会の在り方を反映して、行政法には、次々と『新しいもの』が『古いもの』のなかに埋め込まれたり、その横に並置されたりしており、それらの相互作用によって、行政法の姿は、かつてのそれとは相当異なるものへと変わりつつある。」と、初版「はしがき」で述べていた。第2版出版からの5年間をみると、行政法の変化のプロセスは、一方ではさらに進んでいるようにみえるとともに、他方では、その「退歩」のプロセスもあり、この二つの「流れ」のせめぎあいの状況がある。

たとえば、2016年4月に施行された改正行政不服審査法に基づいて国および地方公共団体が設けた行政不服審査会の答申をみると、従来の裁判例より積極的に裁量権をコントロールしようとする傾向、たとえば、行政実務では今もしばしばみられる適正手続の軽視に対して、「理由の提示」のあり方を厳しく審査することで行政手続における適正手続のレベルの向上を図ろうとする動きがある（行政法の進化のプロセス）。

しかし、この間、内閣機能の強化、とりわけ、内閣官房に国家安全保障局、内閣人事局等を設けたり、内閣府に重要政策に関する多数の「会議」（経済財政諮問会議、総合科学技術イノベーション会議等）を設けたりすることで、内閣補助部局の機能強化（いわゆる「首相官邸機能の強化」）が行われている。内閣機能の強化は、政策策定における「主任の大臣」を長とする各府省の分担管理を見直

し内閣の統合的調整を重視する点で、行政組織法のあり方を変えるものとなっている（「内閣の重要政策に関する総合調整等に関する機能の強化のための国家行政組織法等の一部を改正する法律」〔平成27年法律66号〕は、新たに国家行政組織法5条2項で、各省大臣は、行政事務の分担管理〔5条1項〕のほか、閣議決定された重要政策に関する基本的な方針に基づいて、行政各部の施策の統一を図る企画・立案および総合調整に関する事務を掌理することとなった）。さらに、内閣機能の強化は、「主任の大臣」＝行政庁が従来有していた政策的裁量権の縮小も意味しており、これまで主に行政庁が有する裁量権コントロールを使命としてきた行政作用法も、現状ではその規律の枠から外れてしまった内閣の統合的調整に関わる裁量権をいかにコントロールするかへの対応が求められている（行政法の退化のプロセスへの対応）。なお、行政法の規律を無視ないし軽視する内閣官房の姿勢は、近時、行政情報管理・個人情報保護・情報公開の分野においても顕著となっており、この点で、内閣補助部局の活動に対する行政法の規律をいかに及ぼすかをめぐる激しいせめぎ合いが続いている。

また、行政法の退化を示す裁判例も登場しており、第3版はこの種の裁判例にも注目している。たとえば、行政処分の職権取消しに足りる瑕疵（違法または不当）の有無を判断する場合、裁判所は、職権取消処分それ自体の裁量権行使のあり方を問うのではなく、その前提となった原処分の裁量権行使の瑕疵の有無を審査するという「新たな判断」を示した辺野古訴訟最高裁判決も、従来の法治主義に基づく「職権取消制限法理」を見直す点で、行政法の退化を示している。

第3版の改訂にあたっては、法律文化社の田麿純子さんと徳田真紀さんにご助力をたまわった。執筆者一同、感謝の意を表したい。（2020年3月）

### ■第3版補訂版にあたって

第3版を刊行してから2年余が経過した。好評をえて増刷を繰り返しているが、個人情報保護法の改正等に係る大きな制度変化があるため、ここに、第3版補訂版を出すこととなった。ただ、補訂した事項は、個人情報保護制度関係を除くと、誤記の訂正、行政判例百選（第8版）への対応等最小限の補訂にとどめている。（2022年12月）

執筆者を代表して 市橋 克哉